

『公開講演会記録』

寺子屋とはどういう学校だったのか

金沢学院大学教授（金沢大学名誉教授） 江森

江森
一郎



今日は、寺子屋がどういう学校だった

かについて、主として絵図を題材に御一緒に考へる形で進めたいと思います。

私は、現代の大学生を相手にしていて、彼らが授業に対しきわめて消極的、受け身なのはなぜかなどと考えているうち、現代の諸科学が発達した状況下で、科学の体系や基礎を上から教授しようとしたら、彼らは抵抗しようもない客觀性の圧力の前に消極的・受け身にならざるを得ないと思うようになります。そこでせめて授業の仕方はなるべく昔の寺子屋のように、学習者の学習や作業を中心に組み替えるべきではないかとも思いました。実は、戦前から「自学自習」は教育関係者の理想であり、大正中期以降その追求者はたくさん

いましたが。

私は約30年前に『「勉強」時代の幕あけ』（平凡社選書、1990）を出版し、その中で「寺子屋では机をどう並べたか」という章を立てました。

そこでは、絵図を豊富に示し、寺子屋では子ども同士が机を接し、教師は子ども全体に正対する位置にはいないということを明らかにしました。この論文集中では最初の部分に位置し、もつとも分かりやすいので、よく読まれ、その後教員免許をとる学生に対する教育史の授業などでよく使われたことを何人から聴きました。

ところで、問題は「なぜ寺子屋の机は授業中心の学校ではなく、子どもの手習いの自習中心の学校であったことをまず

は、子どもが手習いの自習をするのが主で、集団で教師の説明を聴く場所ではなかったからであります。皆が教師の方を向かなければならぬという一斉授業の方式は、全く必要とされなかつたのです。（次頁図参照）強いて言えば、寺子屋の課外授業とでも言える「小謡」（謡の「さわり」の部分を抜粋したもの）を授ける場面は、集団でやる場合が基本だったようなので、いわゆる一斉授業だったわけですが、これはあくまで課外授業的な位置づけです。

さて、このように寺子屋は授業（教授）中心の学校ではなく、子どもの手習いの自習中心の学校であったことをまず確認していただきたいと思います。

師匠の役目

次に、それでは教師の立場である師匠はどのような役目をしていたのかをお話します。

寺子屋師匠の役目は、まず当時の習字教科書といえる「折手本」を書き与えることでした。寺子屋絵図には、薄い縦長のものを扇形に引き延ばして遊ぶ子どもがよくありますが、これが折手本でした。(下図にもあり) 子どもは、それぞれの学習段階にあつた手本で自習し、2、3日～4、5日に一度、師匠の前に習字学習の成果、すなわち清書を持参し、良くなかった部分を赤字で修正してもらう、師匠に合格と判定された場合は、次の段階に進むのを許されます。

長年師匠をつとめた人は師匠机に座つたまま、向かいの子どもの習字を添削ができたそうで、これは手習い師匠の職業的特技だったと書かれています。そういうわけで、子どもの手習いの添削が第2の仕事です。

第3の仕事は「読み」の素読指導です。男の子は、「実語教」、女の子は「女大学」が多かったようですが、手習いがある段階に達すると、この読みの指導が

始まります。

『実語教』のはじ

めは、「山高きが故に貴からず、樹あるをもって尊しとなす……」ではじまり、『女大学』は

「夫れ女は成長して他人の家に行、舅姑に仕ゆるものなれば……」と始まります。これらを、主として出版物の「往来物」によって一字一

字字突き棒で突きながら、師匠席の近くで子ども一人一人に2、3度ずつ教え、その後子どもは自席に帰り、読本をみながら繰り返します。

これにより、子どもは習得語彙を増やすとともに、当時の基本的社会常識を身につけてゆきます。翌日または2、3日後に授けられた部分



授業風景—生徒の向きに注意

を独力で読まされ、正確に読めれば師匠に次の部分の読みを教わります。したがって、覚えのよい子はどんどん先に進み、覚えの悪い子は進まないことになります。

これらが師匠の基本的仕事で、その他、算盤や小謡、裁縫や礼儀・作法を教える所も多かったものの、それは師匠の素養や好み、地域の親の要望などでまちまちでした。

女師匠

なお、女師匠も特に大都市では多かつたようです。当時は成人の死亡率が高くて後家さんになる女性も多かったです。が、その内、親などから多少高い教育を受けた女性は女師匠になったケースが多くたようです。それは、「男女七歳にして席を同じうせず」の時代ですから、男子は男師匠に通わせ、女子は女師匠に通わせる傾向があつたから成り立つたと思います。女師匠の人材の乏しい田舎では、女子も席だけ分けられた教場で男の師匠に習い、師匠の奥さんが女の子の裁縫だけは受け持つというような形も多かったようですが。

以上のように、寺子屋師匠は、基本的

に個別指導の指導者です。この点が、一斉指導を基本とする現代の学校と根本的に違います。

ところで、私が寺子屋の机の並べ方に興味をもったのは、ある教育博物館で現代の教室風に寺子屋が再現されたり（現在は修正されていますが）、昔出版されていた『江戸の町』という書にはイラストレーターが「教師が教室の前方に座り、子どもは全員教師の方を向く」という今日の学校教育方式で寺子屋を描いており、これはおかしいと思ったのがきっかけでした。

師匠の権威

次に1枚の寺子屋図（下川辺拾水画、『絵本弄』所収1780・次頁図）で寺子屋の「師匠の権威の問題」を推察して



女師匠

みましよう。私はこの図を使って中学生、高校生、教員志望の大学生、社会人など様々な集団で寺子屋の授業をやつた

ことがあります。個々の場面について、それぞれの集団が違った推測をして面白いのですが、それは今日は省略することとして、「教員志望の大学生が最終的に寺子屋師匠に強く憧れることになる」という事情が興味深いので、それを中心にお話しします。

実はこの絵には何も解説がないので、これからお話しするはすべて私の推測です。そのことをはじめに断っておきます。

この寺子屋では、子どもは全く本来の学習をしていません。外で柿か何かを落としている子、障子に落書きしている子、年下の子の顔にいたずら書きをしている子、机に馬乗りになっている子などなど、一人も真面目に勉強している子はありません。

師匠が襖の敷居に足をかけ、部屋の様子をみています。この師匠は羽織を着ていますし、どうやら外出から帰つて教場に戻った所と考えられます。さて、この様子をみて師匠は「困った」と思うかと学生に問いかれます。教員志望の教育学部学生ですかから結構興味津々です。学生は考えた結果、やはり師匠は困っていると思うようです。私は、「師匠は全く困っていないのだ」と言います。する

と、不思議そうな顔をします。そこで少し話を変えて、当時の寺子屋師匠はどれだけ権威があったと思うかと問い合わせます。なかなか結論がないようなので、私からこういふ話をします。

当時の寺子屋師匠は、村に2、3人あるいは1人しかいない村の代表的知識人（「村方三役」の兼業の場合も多い）である。師匠は村のもめごとがあると仲裁役をすることも多いし、どこかの家の様々な相談に応じることも多い。村の人から大きな信頼を得ている。大体、ある家の子どもが破門を言い渡されれば、親は子どもの教育機会がなくなるも当然なので、慌てて子どもを連れて謝りに来る。「よく言いきかせますから今度だけは許してください」と必死に頼まれる存在である。だ



師匠が帰ってきた

から、子どもは師匠のいない間は遊びほうけていても、師匠が帰つてくれれば、恐らく一斉に自分の席に帰る……大体このような解説をします。

この授業を聞いた後は、教師志望の学生は非常に羨ましく感じるようです。彼らは現在の新任教師がいかに軽く扱われるかを経験的に知つてお

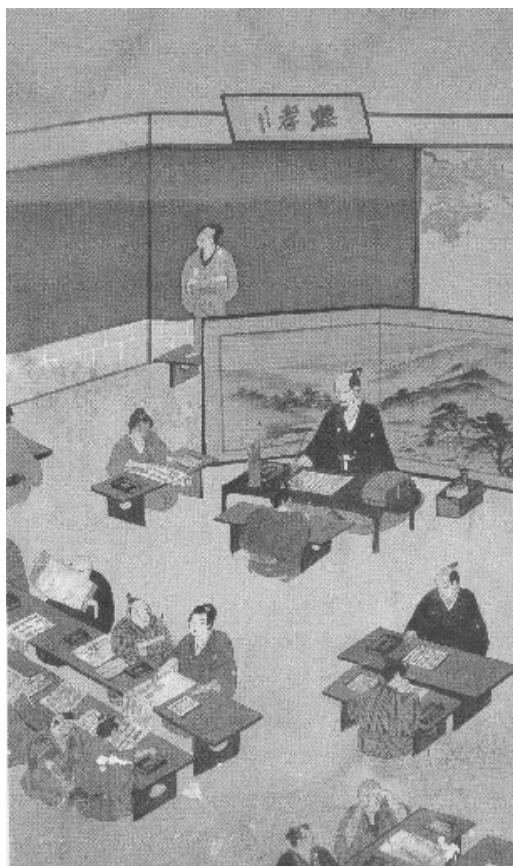
り、自己の権威の確立を

どうしたらよいか、学生時代から悩んでいます。

実際小学校の新任教師が5月の連休に入つてよく行くところが、耳鼻咽喉科という話を聴いたことがあります。「静かにしない」と声を張り上げ続け、ついに喉を痛めるのだそうです。教師志望学生が寺子屋教師の権威の高さに憧れる気持ちはこの話からもよく分かりります。

ここで、寺子屋が一斉授業の場ではないということの重要な利点を確認しておきたいと思います。明治以後の義務教育の普及過程で、家族や村共同体が学校中心の生活スケジュールに適応させられて来ました。現代も子どもが病気や家族の

都合で学校を休むことを親は非常に心配しますが、寺子屋においては、この点全く心配する必要がありません。田植え、稻刈りなど農繁期には農村の寺子屋では子どもが休むのはあたりまえでした。休んでも、親も子どもも何の心配もありませんでした。数日休んでも、自分の習つ



捧満の図（最上部）

寺子屋の体罰として「捧満」（ほうまん）と当時呼ばれた罰が一般化していました。ちなみに、この語はほとんどの辞書に載っています。現在、実質的に死滅しました。

しまった言葉です。寺子屋の机（天神机）の上に立たせるか座らせるかし、片手に火のついた線香を持たせ、もう一方に水を満たした椀を持たせるというものでした。「捧満」の意味は、線香を「捧げ、水を「満」たした器を持つ」という形から名付けられたのでしょうか。

た所から学習を再開すれば良いのです。ですから、寺子屋では雨や雪の日は当然子どもの出席率は悪くなりました。子どもによつては、数キロの悪路の山道を草履で通うのですから、天気の悪い日には親は当然休ませました。濡れては使えなくなる手習草紙を下げて通うのですし。

今度は、少し角度を変えて寺子屋の罰についてお話しします。私は、やはり30年前に『体罰の社会史』という本を書きました。そしてその結果、明治以来最近まで寺子屋の体罰は過酷だったという説が広まっているのに疑問を感じ、その点修正しなければならないと、その本のなかで論じました。

寺子屋の体罰として「捧満」（ほうまん）と当時呼ばれた罰が一般化していました。ちなみに、この語はほとんどの辞書に載っています。現在、実質的に死滅してしまった言葉です。寺子屋の机（天神机）の上に立たせるか座らせるかし、片手に火のついた線香を持たせ、もう一方に水を満たした椀を持たせるというものでした。「捧満」の意味は、線香を「捧げ、水を「満」たした器を持つ」という形から名付けられたのでしょうか。

寺子屋の体罰

この全国の寺子屋に一般化していた罰を、明治のある教育者は非常に残酷な体罰だったと書いています。「線香が段々短くなつて手を焼く情況になつても我慢しろ」というような残酷な罰だったように書いていました。

戦後の有名な教育史研究者も、ある著書の中でもそのようなことを述べています。しかし、江戸時代がそんなに残酷なことを好む時代ではないことを私は知つていきましたので、いろいろ同時代の文献を調べましたが、そんなに残酷な罰だった証拠はどこにもありません。いつでもどこでも大きな変革があった後の時代は、前の時代を低く評価する傾向があります。これも明治以後の学校教育の整備をたたえる意識の中で、つくられた神話だったと、私は今でも思っています。

寺子屋の広がり

なお、ここで寺子屋の普及状況について述べておきます。寺子屋は明治20年代に編纂された『日本教育史資料』(全8巻)では、日本全国の合計で約1万2000校の寺子屋名があげられていますが、この資料は、各県と旧藩主(大名家)に明治10年代後半に依頼した調査の

集計結果ですが、県によりその配下の郡に依頼した調査の粗の差が顕著で、全く無かった形になっている県が4県(未調査県・某社中学校教科書「藩校と寺子屋の広がり」下図参照)もあります。それらの県や地域では、後に地方教育史などの編纂の際に詳細に再調査している場合が多く、多数の寺子屋が再発見されています。

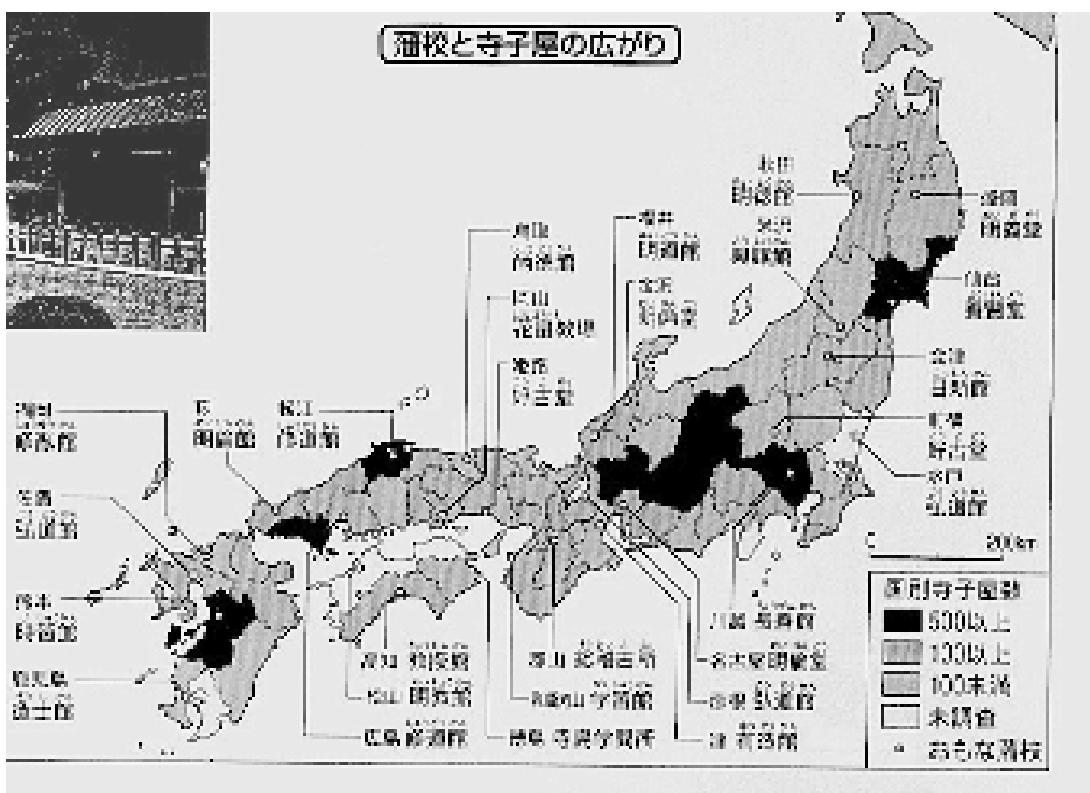
地域の寺子屋の再

発見では、千葉県の元高校教師・川崎喜久男氏の筆子塚発掘による調査(『筆子塚研究』)が画期的なものです。

千葉県には『日本

教育史資料』に載っている師匠の数が13人なのに対し、1

藩校と寺子屋の広がり



実際にはその30倍を超える3500人という大変な数の寺子屋師匠が存在したことが川崎さんの精力的な調査で明らかとなりました。私は、ある機会に直接金沢にお呼びし、話をうかがったのですが、

この川崎さんのやった方法は、「筆子塚」と呼ばれる師匠の顕彰墓らしき墓の周囲をシャベルで掘り起こし、「筆子中」など教え子を示す漢字が表れてくる場合があるのです、その場合は更に深く掘り進め確認するという方法です。

この方法で、どの書物にも記載されてない寺子屋師匠の墓誌銘もたくさん著書の中に収録してくれています。さらに最近では茨城県まで調査を進め、その成果も最近出版されました。

明治5年の「学制」以後、明治政府は小学校の整備に特に力を入れ、約2万5000校の小学校をつくりましたが、正確な数は算定できないものの、それ以上か大体同数の寺子屋が幕末にはあつたと思います。それは、子どもの足で通える範囲ということを考えると少なくとも2万十 α くらいの寺子屋はあつたのではないかと想定されるのです。幕末には、子どもは読み書きの初步は習得しないと、その後の人生が生きてゆきにくい時代になっていた（それだけ商品経済が発達し

ていた）ということだと思います。

あやまり役

さて次に、寺子屋教育の実態について面白い慣行があつたことをぜひお話ししておきたいと思います。それは「あやまり役」の存在です。

これについては、現在も発行されている宝島文庫『江戸の眞実』に「寺子屋にあやまり役」と題して、詳細に私が書いておりますので、ご興味が湧きましたらそちらもどうかお読みください。



あやまり役（左上）

しかけ笑いにばあ（婆）出る」というのがあります。これはこの「あやまり役」として近所の婆さんが出てくる場面を詠んだものと私は考えております。子どもが師匠の意に沿わず破門を言い渡されることがよくあったようですが、その際は「机文庫を持って帰れ」などと子どもに申し渡すようです。机と文庫は入門の際、親などが用意し持つてくる慣習だったからです。子どもは泣く泣く家に帰るのですが、その前に多くの師匠は家人を子どもの家に走らせ、「今お宅の子に破門を言い渡したので親子で明日あやまりにくるように」と伝えておいたりしたようです。この記録者は、まるで芝居をみているようだつたと書いています。大人が「ぐる」になつて子どもを脅したりすかしたりして教育している様子が分かります。これも親をあやまり役に仕立てる、あやまり役の別バージョンと考えることもできるかも知れません。

寺子屋の内部で兄弟子や本当の兄が幼い弟弟子や弟に代わって謝るということが多かったのですが、面白いのは師匠の奥さんや、周囲にたむろしている老人が、師匠の叱る声や子どもの泣き声を聞きつけて「すわ、こちらの出番」と登場する場合もあったようです。現在老人と

子どもが切り離されていることを思うとこのような形で地域の老人が子ども教育に関わるのは非常に面白いこと思いませんか。

前頁の図は藤岡作太郎ほか『日本風俗史』（明治17年）にある貴重な寺子屋図です。その理由は、私の知る限り、今の所あやまり役が描かれている唯一の寺子屋図だからです。師匠の前で頭をさげているのが、紛れもなく「あやまり役」の子どもです。

この「あやまり役」についての私の論文を読み、感心して世に広めようとした政治家が



金沢の寺子屋

一人、テレビ番組プロデューサーが一人おりました。政治家は舛添要一氏です。舛添さんとのこれに関する文章は確かに今ネット上で読めるはずです。テレビ番組の方は、NHKの「クイズ日本人の質問」という番組です。

この番組は、1993年～2003年の間毎週日曜日の夜に放送されたとウィキペディアに載っていますが、1997年の秋頃に「あやまり役」が取り上げられました。私が出演して解説しようとディレクターには言われましたが、私は東京の年配の研究者を紹介して出演しませんでした。しかし、その番組の放映前に再びディレクターから電話があり、私が紹介した出演者が、寺子屋の周囲にたまるする老人が「あやまり役」になる場合を全く言わないので、どうしようか、とう相談がありました。結局30分くらい事後処理の方法を話し、司会の古館伊知郎氏がその事実を追加して言うという形にすることになりました。

以下は、講演後にあったご質問を中心にお詫び的なことを書いておきます。すべてを細かく記憶しているわけではないので、無視した形になる事項もあると思いますがお許しください。

まず寺子屋の名称や規模についてですが、寺子屋は江戸では「幼童筆学所」とか「手跡指南」を掲げる所が多く、寺子屋とは言わなかつたようです。しかし、寺子屋といえばすぐに誰にも分かつたと思います。それは、当時の文献に一般的な手習塾として「寺子屋」、「寺小屋」の名称が数多く登場しているからです。なお、現代では「寺子屋」と書かないと、試験などでは×にされる場合が多いようです。確かに「寺子」が通う商売「屋」の意味で「寺子屋」という方がよいと私も思いますが、江戸時代の知識人も「寺小屋」と書いている人は多いので、あまりうるさくいう必要はないと私自身は思っています。

それから田舎ではほんとうに小規模の寺子屋もあつたようですが、江戸などでは数百人が通う大規模な寺子屋もありました。その場合、女の子は2階、男の子は1階に分け、師匠は中2階に席をつくり、両者を見渡せるようにした寺子屋が多かったと言われます。男の子が下のは、上では家が壊れるからです。

寺子屋で漢籍（漢文）まで教えたかという質問がありました。多少は勉強好きの高弟に教えたようですが、一般には教えなかつたと言えます。第一、漢籍を教

えられる師匠はやはり限られたと思われます。（寺子屋図には、よく師匠席に四書五経の書物箱が描かれてはいますが）寺子屋はあくまで庶民の子どもの、手紙を書ける、丁稚奉公にゆく基礎として実用教育を受ける、女子の場合は嫁入り準備などの基礎教育が目的でした。ただし、滝沢馬琴のような大学者も寺子屋の師匠をしていた時期があるのですから、そういう師匠はむしろ漢籍を進んで教えてでしょう。

次に政治権力が寺子屋に干渉したことはなかったのかという質問ですが、基本的にはありませんでした。しかし、吉宗將軍の時、寺子屋の存在を知り、寺子屋では儒教道徳を教えたらしいと教育統制をもくろみました。儒者の室鳩巢に明朝の『六諭』を和解した『六諭衍義大意』をつくらせ、官版とし師匠に配布し教えさせ、また五人組帳の前書きを天領の代官の赴任先の寺子屋で教えさせたということが知られています。それ以外にも、いくつかの藩が寺子屋の教育内容に干渉しようとしたり、有名な師匠を表彰したり、などのことはありました。

また、寺子屋の存続はいつ頃までかという質問もありました。明治後期までは東京などでは、かなり存続していたよう

です。地方でも明治20年代くらいまでは、各地で存続していた模様です。私の住んでいた金沢市の場合は、明治25、6年まで寺子屋的小学校が多数存続し、2校は明治32年まで存続していました。公式の日本の小学校就学率が90%以上といわれるようになるのが明治30年代後半ですから、その直前までは寺子屋は一部民衆に支持され、民衆の子弟の識字教育の一端を担っていたということでしょう。東京でも寺子屋の私立小学校が明治後期までかなり残っていたようです。

寺子屋に関する資料はどの程度残っているのかという質問ですが、地方教育史や地域史、地方史にはかなり発掘されている場合が多いと言えます。例えば、大部な『長野県教育史』には、かなりの量の地域別の関係資料があります。

その他、郷土史の分野では各地で寺子屋の研究をしている方がおります。江戸の寺子屋については、明治25年に大日本教育会から出版された『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』という書が白眉でしょう。江戸の大寺子屋の師匠だった複数の人が書いています。

なお、今回私が話したような寺子屋の実態に関する資料は、何と言っても乙竹岩造氏の『日本庶民教育史』全3巻（1

929）です。これはまだ師匠経験者、寺子屋経験者が多数生存した大正期に、日本全国から集まっていた高等師範学校在学生に帰省中に聴き取り調査させたものを地域別に収録し、様々な角度から分析した貴重な成果です。私のささやかな研究もこの書がなければ、全国的に普及していたとか、一般化していたとか断言できません。補足しますと、昔は大きな図書館に行かねば読めなかつたこの貴重書が今では、グーグルブックスからインターネットで全巻読めることを見ました。時代の変化のすごさにただただ驚いている次第です。

（11月4日・講演会）

講師略歴（えもり いちろう）

1943年 東京都生まれ
1967年 東大教育学部卒
(長野県にて高校教諭)

1979年 東大大学院教育学研究科
(博士課程単位取得退学)

1980年 宮城教育大学講師
1992年 金沢大学教授
2008年 同右名誉教授

2009年 金沢学院大学教授
著書『勉強時代の幕あけ』、『体罰の社会史』など

原稿・写真 どしどしお寄せください

来年からはもっと大勢の方に誌面に参加して頂きたいと思っています。

これまで「善隣会員の3・11」、「学ぶ」、「こんな話も」、「出かけてみました」などの見出しをつけて会員の投稿を掲載しました。今号でも「近況・所感」、「思い出します」を載せました。これらは見本です。

また、最近は写真を撮るのが簡単になりましたから、傑作をお持ちの方もおられると思います。表紙を飾れる

と自負する一枚を見てください。
(編集部)

◆訂正

7月号	9頁中段最終行
11月号	現在の黒竜江省
正誤	現在の内モンゴル自治区
正誤	30頁2段目22行
三井金属鉱業	三井金属工業

寺子屋に体罰はあつたか

—江戸時代日本人の教育と感性

金沢大学名誉教授 江森一郎



民の関心がにわかに高まりました。

デビューサせていただきました。
の社会史』（新曜社）として世の中に再

すが、それに限らず、その背景となる江戸時代の教育や教育観、社会的雰囲気を交えてお話ししたいと思います。

旧著の再刊

昨年（2012年）、12月末に大阪市立桜宮高校バスケット部で体罰が原因とみられる生徒の自殺事件がおこり、それへの対処の仕方が今年1月8日以来、橋下徹大阪市長の発言とともに、連日マスコミで大々的に報じられました。その後また、柔道女子オリンピック強化選手たちが匿名でコーチによる体罰に抗議したという問題も明るみに出て、これらが発端となつて、体罰という教育方法への国

この毎日新聞の記事のことをメールで知らせてくれました。そして、その頃からこの本への一般の関心が少しずつ高まってきたように思います。おかげで絶版中の旧版『体罰の社会史』の古書価格が、じりじりと上昇したようです。

『体罰の社会史』の復刊の要請が旧版の出版元の新曜社からあつたのは、1月10日でした。このような経緯があつて、この5月はじめに私の24年前の書『体罰の社会史』（新曜社）は、新装版『体罰

こととなりました。それで戸塚氏は当時のマスコミや検察権力の犠牲者であったことも知りました（『戸塚ヨットスクールの今』岩波書店、2011、参照）。

もちろん、今日ではさらに強固に体罰必要論を唱える氏に賛同するわけではありませんが、いわば「悲劇の確信犯」として、今は同情すら覚えます。

この新装版でも寺子屋の体罰は、どのようなものだったかが、一つの大きなテーマでした。しかし、寺子屋の体罰問

題に入る前に、ここではそもそも寺子屋とはどういう学校だったかという説明からまず始めたいと思います。

寺子屋の実態

さて、本題に入ります。まず、寺子屋について以下の5つの問い合わせ答えられる方は、この中におられますか？

- 1 机の並べ方の特徴は？
- 2 授業形態は？
- 3 何を主に教えたか？
- 4 子どもの入学年齢と年齢構成のバラツキは？
- 5 時間はどう計ったか？



図1

1 寺子屋の机の並べ方は、現代のイラストレーターが想像で書くと、図1のようになりがちです。

この図では教師も子どもも畳に座つて、子どもは全員、教師の方に向いています。しかし、こういう形は明治以後に一斉教授が始まってからの姿です。

寺子屋では子ども同士が向き合う形が多く、あまり人数が多くない田舎の寺子屋では、口の字型やコの字型も多かったようです。寺子屋は子どもの自習中心の

2 授業は一斉教授ではなく、個別教授が基本です。一斉に教えるのは、謡の一部を抜き出した小謡（後述）といふのを、子どもが帰る前の時間に一斉に「うならせる」とことをした寺子屋が多いのです。しかし、このくらいです。

3 寺子屋の教育内容ですが、いわゆる「読み、書き、算術」(reading, writing, arithmetics・教育学や教育史ではこれらを3R'Sと呼びます)。子どもが当時の社会を生きしていくうえで基本的に必要な文字教育と計算能力を身につけさせてやる学校でした。その他、七夕、天神講など学校行事的なものもありますが。

4 入学年齢は一つの地域でもバラツキがありました。今の小学校入学より少し遅い8歳頃が多かったようですが、5歳頃から10歳くらいまで、かなりの開きがありました。入学年齢がこうでしたから、寺子屋の年齢構成も大きなバラツキがありました。卒業もそれぞれの事情で随時になされ、長期間在学する子もいれば、短期で退学する子もいました。

5 時間はどうのように計ったか。時計のない時代でしたから、晴れた日は、障子に映る日陰の長さを目安にしたとか言われます。じゃあ雨の日はどうしたかといふと、時間がよく分からず、師匠は勘で子どもの帰宅時間を決めたようです。曇った暗い日は早く返してしまい、その逆もあったようです。長閑なものですね。

寺子屋そのものについての説明は、このくらいにしておきましょう。
次に図2を見て下さい。

この図を使って私はいろいろな授業や



図2

講演をしました。金沢大学の附属中学では、中学生にいろいろ解釈させて、一時間この図の解釈だけで授業をしたこともあります。「外で竿を使っている子は何をしているのだろうか」「師匠は外から帰ってきたところらしいが、教場の様子を見て困っているのだろうか」「上半身裸で机に跨がった子は、何をしているのだろうか」などなど。ここでは、詳細に検討している余裕がありませんが、少し

だけ解説すると、外に出てしまつた子は、当然柿を落としているのですよね。上半身裸で机に跨がった子は、私は武者になつた氣で、馬に鞭をあてているつもりになっているのだと思います。硯を壊しているのではないかと言つた生徒がいましたが、硯を壊すはずがないと私は思います。なお、師匠は外から帰ってきた場面と思われます。師匠は村の顔役でもあり、いろいろな用事で、子どもに自習させて外出することが多かつたのです。しかし、師匠の権威は大変なものだつたので、師匠が部屋に戻れば子どもは慌てて自分の定席に戻つたと考えられます。

なお、江戸時代の子どもは、小さい子ほど頭に毛ありません。当時は小さい子どもは体熱が高いので、熱を逃がすため、坊主にする習慣でした。年齢が進むと少しづつ髪を増やしていきます。したがつて、髪を結っている子はかなり大きい子ということになります。

寺子屋の体罰

寺子屋には体罰（この場合の体罰とは、体に何らかの強制力を加える罰という程度の意味です）がありました。もち

ろん多数いた師匠の中には、過酷な罰を課した人もいましたが、多くの師匠は温和平な方法で教室秩序の維持をしたようです。寺子屋の体罰は残酷だったということが明治以後最近まで言われ続けてきましたが、私はそうではなかつたという戦前の大竹岩造（東京高等師範学校教授）の説を大筋で支持します。

乙竹岩造は、「わが邦庶民教育の発達沿革に関する包括的叙述」を意図して、1929年に『日本庶民教育史』という江戸時代の庶民教育の実態に関する金字塔を打ち立てました。この研究が貴重なのは、大正4年—6年にかけて当時の高等師範学校と師範学校の生徒を動員して、当時まだ生存していた寺子屋の元師匠、元寺子（生徒）の聞き書き調査を行い、それを基礎に分析していることです。寺子屋の体罰について乙竹は次のように総括しています。

——従来は、寺子屋では峻厳過酷なる懲罰が盛んに行われて、至る処、人をして戦慄せしめたという伝説のみが普ねく人口に膾炙しているが、然し記録、文献には、これを徵らすべきものが甚だ乏しい。又これについて未だ研究せられたものもない。余の調査は三千九十の師匠並びに寺子を併せ含んだる故老の実験報告

によって、傍ら直接、間接に関係ある文獻図書を参考して、これを纏めたのであるから、事実に基いたものであって、この点に関して幸いにその真相を明らかにし得たと信ずる。――

と言つています。

寺子屋の独特的体罰としては、捧満(ほうまん)というのが、有名です。といつても、今のはほとんどこの言葉を知りませんが。捧満とは「捧げ満たす」の意味で捧げるのは、線香です。満たすのは、茶碗で

茶碗に水を満たしたものです。

これら2つ（線香と水）は、当時の寺子屋で必須のものです。線香では時間を計ります。水は硯に

必須のものですから、水差しを各自もつている場合も多かったようです。

したがつて、寺子

屋に必備のものを使つた寺子屋独特的の罰で、特に残酷なものではなかつたようです。この罰は、バリエーションがあつたようです。机の上に立たせる場合もあり、線香の代わりに蠟燭を持たせる場合もあつたとういうことが図3から分かります。ただし、図4の子どもは机を2段重ねて、その上に座らせされているのが気になります。危険過ぎます。これはこの絵が戯画だからで、写実ではないと思われます。

寺子屋では捧満以外にも留置や放校という罰もあり、縛縛も時にはあつたようですが、これらは「あやまり役」という

人物が、適当なところで仲裁に入り、許されることが多いといったようです。

（次頁図5）

この「あやまり役」と



図4

こういう役割の人物の存在は、きわめて興味深く、昔、NHKの「日本人の質問」という番組でたり、時には近所の年寄りだつたりします。

取り上げられ、私に相談があり、1997年に放映されました。図5の左上、師匠の前で両手をついて謝っている年長の子がその「あやまり役」です。その横で泣いている子が師匠に怒られた本人です。私はこの図は江戸時代の図と思っていたのですが、明治になってから絵師に書かせたものであることを最近知りました。

このような寺子屋独特な罰やそれを仲裁する制度は、今日の学校では全くなくなりました。このような日本の寺子屋に独特な罰とそれを他人が間に入つて許す



図5

罰否定的な社会だった」ことを確信できるようになった大きなきっかけでした。その史実を少しご説明したいと思います。

孔子の言行録である『論語』憲問篇第十四に、以下のような文章があります。

原壤夷俟。子曰。幼而不孫弟。長而無述焉。老而不死。是爲賊。以杖叩其脛。

これを現代文で意訳しますと、「原壤は、孔子の旧友であったがダメ人間であつた。ある時孔子と待ち合わせ、立て膝をして待っていた。不作法な態度である。(中略) 孔子はこれを咎めるためその脛を杖で叩いた」というのです。

最後の「杖つえを以(もって)其(そ)の脛(すね)を叩(たた)く」という部分が、今日的にいえば一種の体罰です。孔子は体罰肯定論者ともいえる根拠になります。

これ(「以杖叩其脛」)に対する朱子の注(『四書集註』)では、「曳く所の杖を以て微かに擊つ」となっています。四書集註は朱子がその注釈に心血を注いだ書で、注の文章の一文字たりともないがせにできないとされています。

自分の研究進行中のプロセスはよく覚えておりませんが、以下のよう文献上の史実を確認したことが「江戸時代は体罰否定的な社会だった」ことを確信できるようになった大きなきっかけでした。その史実を少しご説明したいと思います。

制度は、日本人の伝統的農村共同体の互助慣行と大いに関係があると思われます。そういう伝統が大きく壊れた所に、今日の学校の残酷ないじめや体罰が横行するようになったと言えましょうか。

古典を日本語訳する時の重要な書き換え

自分が研究進行中のプロセスはよく覚えておりませんが、以下のよう文献上の史実を確認したことが「江戸時代は体

『論語、孟子、大学、中庸』筑摩世界文学体系5)では、徹頭徹尾朱子の注を拠ったとしながらも、朱子の体罰觀を推察する鍵となる「微かに」の語が翻訳されていません。詳細は私の本の96頁をご覧ください。恐らく倉石先生には孔子が体罰肯定論者か否定論者かという問題意識そのものがなかったのだと思います。それでうっかり訳し忘れたのだと思います。

また、近江聖人と言われた中江藤樹は『鑑草』という女性用教訓書を書いておりますが、この中で、朱子学の先達とする程明道、程伊川兄弟の母、侯婦人の母としての徳を称える文章が、原本の『近思錄』斎家の道篇とは書き換えられて紹介されていることを発見しました。すなわち、侯婦人が「奴婢」(男女両方の召使い)を打たなかつたとなつている部分を『婢妾』(女の召使い、めかけ)と言い換えていました。

この事実に気付いた際、私が思ったのは、日本では藤樹の生きた(戦国時代の雰囲気が未だ濃厚に残っていた)江戸時代初期でさえ女性が男の召使いを打つなどということはほとんどなかつたので、藤樹は日本の女性読者の意識にあわせて書き換えたのだろうということです。

これらは研究中の細かな発見ではある

のですが、自分の研究テーマに関してできつたる全体イメージがどれだけ史実に合っているかを確信する重要な部分でした。そういうことをお分かりいただけた。そういふことをお分かりいただけた。そういふことをお分かりいただけた。

石門心学、小謡など

話をえますが、江戸時代の民衆意識に大きく影響したものに石門心学があります。普通彼らは儒教、仏教、神道の當時の主要な思想をもとにしていると言われますが、私の感じでは近世儒教の朱子学を核としていると思われます。

この始祖は御存知のように石田梅岩ですが、彼は特別に謙虚、謙遜の人でした。日頃の生活でもお湯を捨てる時に土中に虫を殺すのを恐れて、必ずぬるめでから捨てたと言います。このくだりを読んだ時、私は梅岩の特殊な宗教的な信条を感じました。始祖がこういう人ですから、体罰とは縁遠かったと思われます。

この派の後継者たちは民衆教化に熱心で、子どもの教化にも力を入れました。

高砂や
この浦船に帆をかけて
節はむしょうに走る小謡

彼らが体罰にどういう態度をとったか。彼らは健康上の理由からお灸を勧めたことに特徴がありますが、体罰はやはり否定しています。

寺子屋では「小謡」（種々の謡の一部分を抜き出したもの。これを集めた小謡集も編纂された）は、下校の前などに一斉に吟らせた場合が多かったのですが、

この謡の内容がなかなか高度で、歴史知識や人生観を背景にした道徳や様々な教訓が含まれており、子どもはその時は理解出来なくとも、その後の人生の中での価値判断に役だつたと思われます。私が住んでいる金沢では、月に1回能の公演があり、最近見に行くようにしておりますこともあり、私自身も最近まで意識しております。（図6）

『体罰の社会史』では、江戸時代の儒者の体罰觀や武士の学校である藩校や武士の体罰についてもかなり詳細に調べて紹介しました。同書を参照してください。

（6月14日・公開フォーラム）

講師紹介（えもり いちろう）

1943年 東京都生まれ

1967年 東京大学教育学部卒業

1978年 東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退

学、宮城教育大学、金沢大学教授を経て

現在 金沢大学名誉教授、金沢学院大学教授
著書『体罰の社会史』『勉強』時代の夜明け』など

図6

界では勿論、寺子屋など庶民の学校でも体罰の少ない教育を行っていたというのは、日本社会の伝統の本質を考える面白い視点になると思います。

ジントルマンとは何物のか ——英國の紳士教育からの眺め

筑波大学大学院教授 安川哲夫



いわゆる「英國紳士」については、われわれ日本人は比較的身近に感じている。しかし、分かっているようでなかなか正体、本質は見えてこない。時代に応じた顔がいくつもあるからだ。現代では一定の行動様式をとりさえすれば、誰でもがジントルマンと呼ばれるまでになつてている。

ジントルマンとは一体何ものなのか。それを理解するための手がかりを、ジエントルマン理想とそれと密接に結びついた教育様式の変化に求め、「英國紳士」を成り立たせている構成要素を歴史から探っていくこうというのが、ここでの課題である。

この時期、*gentleman*という言葉はもう一つ大きな変化を経験する。社会的身分を示す言葉として使用され始めるのだ。公文書への登場は15世紀に入つてからで、16世紀以降その使用が定着していく。

貴族 (noble / nobility) とジエントリ (gentry) がジントルマン身分を構成している。貴族は公、侯、伯、子、男の爵位所持者で、「ロード (卿)」の称号をもつて呼ばれる。

ジエントリは身分的には平民だが紋章が許され、バロネット、ナイト、エスクワイヤ、ジントルマンの4つの階層から成る。バロネットは1611年にジエームズ1世が創設した新しい身分で、准男爵と呼ばれる。ナイトおよびエ

1. ジントルマン——一般的特徴——

『オックスフォード英語辞典』(OED)によれば、*gentleman*という言葉は高貴な身分の人を表すラテン語に由来し、フランス語 *gentil homme* を経由してイギリスに導入された。英語では二音節の時にはだいたい第一音節にアクセントがくるため *gentle* となるそうだが、その語が文献に最初に表れた年をOEDは1275年としている。「良

家に属する、生まれのよい、家柄の良い、礼儀作法が良い」というのが本来の意味だが、16世紀になると「寛大な、優しい、穏やかな」という内容を表す言葉となっていく。この力点変化とともに、

スクワイアは中世の騎士身分とその従者の末裔で、最後のジェントルマンは、広義のジェントルマンと区別するため「單なるジェントルマン」と呼ばれる。

貴族・ジェントリは田園部に一定規模以上の土地と邸宅を所有しており、農地賃付けによる地代で生活している。地方統治の中心をなす治安判事が、彼らがその力をもっとも良く發揮できた仕事であつた。

無給の役職である治安判事には警察権力がなかつたため、貴族・ジェントリは日常発生する訴訟を手際よく解決し、信望や名声、教養でもって地域住民の恭順を獲得しておく必要があつた。

ここから「名望家支配」と称されるイギリス独特の支配様式が確立されてくるけれども、生活のために働かないことがジェントルマンの証ともされたので、一方で怠惰を地位の象徴とし、他方で商売を嫌惡する独自の心性が生まれてくる。

2. 中世の騎士——紳士の起源・

原型——

英國紳士の起源、原型は中世の騎士にある。ノルマン・コンクエスト（1066年）にまで遡ることができる彼ら騎士

たちは、平時は各自の所領で領主として政治を行い、戦争が始まれば率先して戦場にかけつけ、国王の名誉と尊敬を守ることを第一の任務とした。よく知られているように、中世騎士道の形成にはアーサー王伝説が密接に結びついている。

イングランドではこのアーサー王に対する関心は、王位継承を主張してフランスに宣戦布告したエドワード3世（1312～77）が、円卓の騎士にならつて「ガーター騎士団」を創設したことで一気に高まった。

またそのきっかけとなつた俗説——帰国後の戦勝パーティーで一人の美しい婦人が靴下留めを落とした。周りの人々はそれを見て笑つたが、国王は靴下留めを拾い上げて自身の左脚に結び、フランス語で「思い邪なる者に災いあれ」（Honi soit qui mal y pense）と言つて窮地の婦人を救つたというエピソード——によって、貴婦人に対する奉仕は騎士道の美德のひとつとして定着した。

騎士＝ジェントルマンの考えは、百年戦争時のアジャンクール（アジンコート）の戦い（1415年）に大勝したヘンリー5世で決定的となつた。彼が戦闘前夜に行つた「聖クリスピノの日の演説」——「今日、私とともに血を流すも

のは、私の兄弟となる。いかに卑しい身分のものも、今日からは貴族と同列になるのだ」——は、200年後に書かれたシェイクスピアの史劇で後生に広く知れ渡り、ヘンリー5世はイギリス騎士道の手本とされた。

だがこの間、ジェントルマンのあり方を問う動きも台頭してきた。リチャード2世在位の時、政権は戦費調達のために人頭税の導入を図るけれども、増税に対する農民たちは1381年反乱（ワット・タイラーの乱）を起こす。このとき農民たちの精神的指導者であった牧師ジョン・ボールは、「アダムが耕し、イヴが紡いでいたとき、いったい誰がジェントルマンであつたのか」と問い合わせ、特権身分の存在に疑問をぶつけた。

これほど直接的ではないにしても、チョーサーの『カンタベリー物語』（14世紀末）もまた、完全な騎士に、良き戦士という条件に加えて、弱者（たとえば女性）に対して礼儀正しく、敗れた者、貧しい者、不幸な者に対し寛大な態度をとつて思いやりを示し、何か人の役に立つことを行動で示すことを求めた。

折しもこの時代、上流階層の間で教育機関を創設して貧しい人々に利益を与えるとする動きが現れる。たとえば、

ワインチエスターの司教ウイックカムのウィリアムは、1382年、同地に古典語の文法を学ぶカレッジを設立して「貧しい、欠乏した学生」を教え、またその卒業生のためにオックスフォード大学にニュー・カレッジを設けた。

学校の創設はヘンリー6世とその王妃によつても担われ、1440年にイートン校が、そしてケンブリッジ大学にキングス・カレッジとクィーンズ・カレッジが設けられた。

ジェントルマンという言葉は、こうして、騎士身分を指すものから道徳的行為の基準を示すものへとシフトし、やがて紳士と称されて馴染みのある人間類型を生み出していくのだが、これに最も大きな影響を与えたのは、絶対主義国家の成立と人文主義教育の普及であった。

3. 騎士から紳士へ

歴史の上ではヘンリー7世（在位1485～1508）の即位をもつて、テューダー絶対王政の開始とされているが、この時代はド拉斯ティックに支配階層が大きな変更を被つた時期にあたつていた。かつての有力貴族はバラ戦争（1

455～85）の過程で消滅し、それまで自立的な軍事的政治的権力をふるつてきた地方の封建貴族も、ヘンリー8世（在位1500～47）の王権強化政策によって「領主」から「地主」へとその性格を変えていく。長年続いた中世のマナ（莊園）領主体制はこうして解体され、これに伴つて中世の騎士道倫理も次第に衰退していく。

これに代わつて登場した宮廷社交界



イートン校

は、騎士道の「礼節」（courtesy）とは異なる新しい行為規範を求めた。宮廷では誰もが他者に依存し、かつ国王に依拠していたため、宮廷に出入りする者は絶えず自分の身分や宮廷での序列に応じて行動様式を調整しなければならなかつたからである。

こうした要求に応えて「礼儀」（civility）という概念で新しいモデルを提供していったのは、イタリアの貴族や人文主義者たちが著した礼儀作法書であった。カステイリオーネの『宮廷人』（1528年）やエラスムスの『少年礼儀作法論』（1530年）は、貴族の礼法指南書として大ベストセラーになつた。

絶対君主制の勝利した国家は、支配を中央集権化するために多くの司法・行政の機関を設け、その業務執行のために行政能力に秀でた官吏を数多く必要とした。折しも、英語で書かれたサー・トマス・エリオットの『為政者論』（1531年）は、古典を中心とした「新学問」を教育内容として掲げながら、その書の最後で地方のジェントルマンに対する訴えた。

「子弟を将来為政者に仕立てたい、あるいは公共の福祉を司るなんらかの要職に就かせたいと願う読者諸兄は、この書

に明記されているような方式で子弟を養育し教育しさえすれば、そのとき、その子弟は権威、名譽、高貴の地位にふさわしい人物として万人に認められるであろう」と。

エリオットの「教養ある為政者」理想は浸透した。1550年代から60年代にかけて、19世紀に大パブリック・スクールとして名を轟かせていくことになる文法学校が続々と設立され、ジェントルマンの親たちも子どもたちを学校に通わせ始める。イートン校とウェストミンスター校は貴族にとくに評判の良い学校であった。大学や「第三の大学」と呼ばれる法学院もジェントルマン層の著しい進出を見た。

大学の入学登録簿はエリザベス朝初期に驚くような割合でジェントルマンが増大していくことを示している。中央集権の巨大な官僚組織を担い、中央や地方において新しい支配者となつていったのは、学校で教育を受けたこうした人々たちであった。

なお、一、二付言しておけば、ジェントルマンの親



「忠実な召使い」のエンブレム

たちは子どもたちを学校に送るだけで満足しなかった。彼らは自分たちの子どもには貧民子弟の学生とは異なる独自の扱いを求めた。

学校側もこれに積極的に応じ、たとえばオックスフォードでは、高度な学問的教養を願う者には、教科毎にカレッジ・レクチャーを指名し、また子どもを道徳的に監視しておきたいという要望には、若いフェローを彼らの教師および保護者として当てた。

後にチューティリアル・システムとして有名になる制度がこうして誕生する。大学はさらに別途に規則を設けて、特朗普、サイコロ、決闘などを禁じ、また外界の誘惑から学生を保護するために校舎

の周囲に高い壁を築き、校門をロックするなどした。

イギリス最古の文法学校であるウインチエスター・カレッジに、ウインザー城の召使いが着る青の制服をはおつて頭にカツラをつけ、豚の顔をして、耳はロバで、口には錠前がかけられている「忠実な召使い」(The Trusty Servant) の肖像画(図参照)が登場してくるのも、この時代であった(最初の記録は1960年)。

絵の両脇にはラテン語と英語の詩が添えられており、それによれば、豚の鼻は出されたものは何でも食する順応性を、口の錠前は秘密の厳守を、ロバの耳は主人の怒りや批判に聞き入る忍耐強さを、牡鹿の脚はすぐに行動する迅速さを、開かれた右手は誠実さを、左手の道具はすぐに仕事に就き働くことを、上着のベストは気が利いた人間であることを、剣と盾の着用は外敵からわが身と主人を守ることを示している。

絵の左上には学校の紋章が描かれていて、上部にはウイックカムのウイリアムの司教冠(ミトレ)が載っている。紋章を取り囲んだ帶にはガーター勲章のモットーとなつたフランス語の銘(前述)が刻まれており、その外周には白地の帶に



ワインチェスター・カレッジの紋章

英語で「マナーが人間を作る」(Manners maketh man) が記されている。

要するに、この豚のエンブレムは、
ワインチエスター校の教育の基本精神と
そこで形成される理想の人間像を謳つて
いるのである。

ところで、ジェントルマンが学問を求
めていけばいくほど、皮肉なことに、
nobility や gentility に占めるその価値
は下がつていった。一定程度の才能があ
りさえすれば、学問は誰でもが獲得する
ことができるからである。

1595年出版の『ジェントルマン』
という作品は、それゆえ、「学問は貴族
の根柢」というよりもむしろその飾りであ
る。……それが貴族を作るのではない。
そこには何かが欠けている」と問題を提

起する。

全なるジェントルマン』(1622年)

によって準備され、「ヴァーチュオーソ」
理想として完成された。後者は、エリザベス朝末期の代表的な政治家たち、たとえば、バーリー卿ウイリアム・セシルや

サー・ウォルター・ローリーが息子たちに残した訓戒や助言などによって先鞭を付けられ、王政復古後にブームとなる。

ピーチャムは、学問を誰も真似のできないようなものにまで「高貴化」=趣味化すれば、それによってジェントルマンは誰からもはつきりと見分けられる社会的文化的差異を獲得し、「生まれ良き者と教養ある者という二重の名誉に浴すること」ができると考へた。

17世紀前半、右の問題に対して対照的な2つの解答が与えられた。ひとつは、教養理念をさらに発展させて、ジェントルマンを絶対的で完全なる存在にまで教育していくとするものであり、もうひとつは、土地所有の確保を第一に考えて

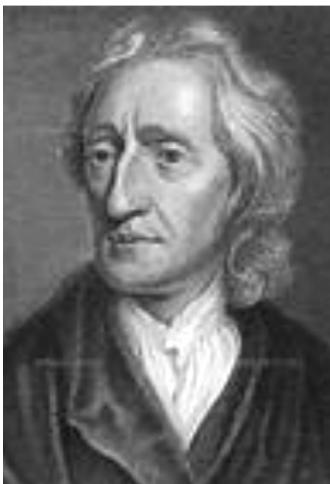
当然のことながら、ここで要求される学問は、誰でもがアクセスして立身出世に役立てることができるよう學問ではなく、富と余暇のある人によってしか獲得されず、家柄の古さを誇る者にしかそ

の利益が約束されないような學問である。

この観点からとくに推薦されたのは、紋章学や彫刻、碑文、コインなどの古代文物で、これに加えてピーチャムは、高名な貴族や国王の間で當時芽生えていた古代遺物への愛好と収集を踏まえ、海外旅行をジェントルマン教育の重要な一手

4. 「教養ある為政者」 理想からの離反

17世紀前半、右の問題に対して対照的な2つの解答が与えられた。ひとつは、教養理念をさらに発展させて、ジェントルマンを絶対的で完全なる存在にまで教育していくとするものであり、もうひとつは、土地所有の確保を第一に考えて



ジョン・ロック

段として推奨する。イギリスではこうして18世紀、「グランド・ツアーア」と称される大陸周遊旅行が、ジェントルマン教育の総仕上げとして位置づけられ、一大ブームを巻き起こす。

17世紀に現れてきたもう一つの「訓戒・助言」の教育論は、親たちが内乱などの経験から、先祖代々受け継がれてきた土地こそが真に信頼できる基盤であると再確認した結果生み出されたものである。土地を失うことはジェントルマンの存在の深みからの危機を意味していた。だから親たちは、いかなる不運にみまわれようとも土地は絶対に手放すな、贅沢な生活はやめて節約するようにと絶えず息子に語っていた。

この種の忠告は、友人や妻の選択から、子弟の教育、結婚、出費、所領管理、旅行、宗教に至るまで広範囲に及

び、かつ与えられた指示がきわめて具体的でかつ実用的であるところに大きな特徴があった。かかる観点がやがてジェントルマンに、教養ではなく世間の知恵を、また書物による教育ではなく実例による教育を求めさせていくことになる。

5. 「実務家＝ジェントルマン」

理想の台頭

王政復古（1660年）後のイギリス、とくにロンドンには、「消費社会」の到来を告げる高度な消費生活習慣が普及し始めていた。そして、植民地貿易によって財をなした貿易商人や公債等の証券の投資家たち（1694年にイングランド銀行創立）が、ジェントルマン・ライクな生活習慣やその洗練されたマナーからジェントルマンとみなされる「疑似ジェントルマン」が多数出現した。

新旧の思想や価値観が入り交じったこうした混沌とした世界に一つの方向性を示していくのは、『タトラー』や『スペクティター』といった道徳週刊誌であつた。

コーヒーハウスを舞台にしてジャーナリズムが切り開いたその世界を前提に、ジェントルマンに新たな理想と教育の方

法を説いたのは、ジョン・ロックであった。

その『教育論』（1693年）で彼は、ジェントルマン層が再教育されて「実務家（Man of Business）」の知識を持ち、その身分に適した立ち居振る舞いを身に付け、そしてその地位に応じて祖国のために卓越した有用な人物となることで、社会は再び秩序と安寧を取り戻せると説いた。このためにロックは、市民的公共性の圈で形成された「評判法」を指針にして、監督者＝教師の主要任務は、子どもの虚栄心を利用して、「すぐれた人物や賞賛を受けている人物の行動を愛し、模倣するようにさせる」ことだと力説した。

このリアリズムがその書が国内外で絶大な人気を博していく要因のひとつでもあったが、18世紀以後も繰り返し再版されていったのは、フランスの翻訳者がここで述べられている「ジェントルマン」はフランスの「ブルジョア」だと見て取ったように、それが市民社会に生きる人間＝市民の教育論として一定程度の普遍性をもちあわせていたからにほかならなかつた。

ロックの書と並んで、第4代チエス

(1774年)もジェントルマンの最良の手本としてもてはやされたが、インパクトとリアリティの度合いから言えば、ロックどころの比ではなかった。

その作品は、高家名門の貴族である父親が、それも枢密院議長をも歴任した政界の大御所が、息子が5歳の時から病氣で亡くなる35歳までも長い間、もくもくと書き送った手紙から成り立つていた。その内容は、勉強や友だち選びから始まって、宮中での恋愛術や閨房の指南に至るまでのありとあらゆる処世の術を、自らの経験を踏まえながら、また時には具体的な人物名や事例を挙げながら語って聞かせた生の資料であったからである。

「完全なるジェントルマン、光り輝く人間、宮廷人、ビジネスマンであると同時に遊び上手な人間」であることを説く



チエスター・フィールドは、「態度は柔軟に、事に当たりては毅然として」を社交の黄金律として掲げ、そして息子の教育においては「万事マナーがすべてだ」と言つて憚らない。書簡集に込められた伯の考えは、マナーやエチケットを中心コンパクトにまとめた抄本や抜粋集の類でよりポピュラーになっていったけれども、その奥義はわが国では未だ未解明にあると言つても良いであろう。

ちなみに、100年後に遅れて近代化をスタートさせたわが国も明治8年から12年にかけて『智氏家訓』として3度その抄訳を行い、また近年ではその一部が『わが息子よ、君はどう生きるか』というタイトルで翻訳出版され、話題を呼んだ。

6. 19世紀——「騎士道的ジェントルマン」に向けて

僕やマナーの教育の重視は、子どもの社会化や階層の再生産が社会との直接的な接触によって可能であつたことを示している。ところが、こうした状況は産業化の進行とフランス革命の衝撃によって徐々に崩壊していく。代わって、18世紀末から19世紀前半にかけて地方のジェントルマンに城の増築や古い鎧の収集と

いつた好古趣味が現れ、ナポレオン戦争におけるネルソン提督やウエーリントン将军の活躍、それに『アーサー王の死』の復刊(1816年)やスコットの『アイバンホー』(1820年)などの騎士道文学の隆盛を見るに至つて、騎士道リババルが顕著になってくる。1857年に公にされたキングスリーの『筋肉的キリスト教徒』の考え方とヒューズの『トム・ブラウンの学校生活』は、この流れに決定的なインパクトを与えた。

トーマス・アーノルドの徹底した人格教育とラグビー・フットボールは、『トム・ブラウンの学校生活』の舞台となつたことで一躍名声が高まった。アーノルドは騎士道精神には時に激しい見方を示したけれども、彼の死後からほどなくしてパブリック・スクールでは名誉の観念を重んずる組織的競技が盛んになり、競技は、個人の勇気や決断力を養うだけでなく、統率力や団結力、また相互信頼と規律をも教えるがゆえに重要であるとされ、人格形成の重要な一手段として推進されていく。かくして「パブリック・スクールがジェントルマンを作る」という考えが確立され、1870年あたりからスポーツがカリキュラムに採用されていく。

19世紀の「騎士道的ジェントルマン」

は、道徳的資質を備えた点で中世の騎士道とは異なっていた。と同時に、そこでは「高貴な身分に伴う義務」(noblesse oblige)の遂行が強調されたことで、パリック・スクールの卒業生たちの多くは自ら進んでクリミア戦争(1853～56)、ボーア戦争(1880～81、1899～1902)、第一次世界大戦(1914～18)に従軍し、多くの者が命を落とした。そうした彼らの栄誉と名誉を称えて、イートン校では正面玄関から入ったところの壁に、これまでの戦争で亡くなつた卒業生たちの名前が刻まれている。

(7月5日・公開フォーラム)

講師紹介（やすかわ　てつお）

1950年	福岡県生まれ
1978年	九州大学教育学研究科 博士課程修了
	博士・教育 育学　金沢大学教授、ロ ンドン大学客員研究員な どを経て、現在 筑波大 学大学院教授 著書『ジェントルマンと近代教育』 (勁草書房1995年)など

2013・8・15 の靖国神社スケッチ 編集部

安倍政権の「右傾化」にこのところ近隣諸国の反発が目立つが、そのあおりで、8・15の靖国神社も注目された。300人もの人が身長より長いポールの日の丸を掲げ「海ゆかば」「君が代」を斉唱し、「神門」の金色に輝く菊のご紋章の前ではそろいの迷彩服を着た母子に記念写真のシャッターを頼まれた。母親は毎年来ると言い、息子の迷彩服には「ちびっこ自衛隊」と書かれていた。



親子迷彩服の親子



日の丸斉唱隊

中国の義務教育

—制度上の問題点と最近の古典教育

—松学舎大学名誉教授 溝口貞彦



一、中国の義務教育

1、中国の教育の遅れ

中国の教育が立ち遅れていることは、中国の論文でもしばしば述べられている。体制の異なる国の教育を比較することは難しいが、参考までに日本と中国の義務教育に関するいくつかの指標をみてみよう。

- (1) 近代的学校教育の始まったのは、日本では1872(明治5)年の「学制」からであり、中国は清末1903年の「奏定学堂章程」からであった。
- (2) 日本の義務教育は、1886(明治19)年に初代文部大臣森有礼が規定した

2、義務教育－前史

1986年義務教育法の制定までを、教育は中華民国が成立した1912年に、初代教育総長蔡元培が制定した小学校令で、小学4年間を義務教育と規定したことによってスタートした。

1911年の辛亥革命の翌年、中華民国が成立した。臨時大總統となつた孫文は、教育総長に蔡元培を任命した。蔡元培は一連の教育改革に着手し、初等小学校4年—高等小学校3年—中学校4年という新学制を定めた。また小学校令で

「初等小学四年ヲ義務教育ト為ス」と規定した。これが中国における義務教育の始まりである。

1919年にアメリカの有名な教育学者ジョン・デューリーが中国を訪れ、2年余にわたって中国各地を講演して歩い

た。その影響で、中国の学制はアメリカ式に小学6年、初級中学3年の6・3制に改められた。

1927年の国民党政府成立後、再三義務教育法令が出された（例えば、29年の5年制義務教育法案など）が、それは実施されず、机上の空文に止まつた。

民国時代小学校の就学率（入学率）は約2割にとどまり、義務教育の実質を備えていなかつた。それは財政難や日本の侵略の拡大によるものであつた（中国教育の遅れは、日本にも大きな責任があるといわなければならない）。

1949年に中華人民共和国が成立、その後、毛沢東の指導・支配する時代が76年まで続いた。毛沢東は中国の義務教育は100年先だと語ったと伝えられるが、彼の時代には義務教育は提起されず、代つて「普及教育」が掲げられた（義務教育は“Compulsory Education”の訳語で、就学強制をともない、普及教育は強制をともなわない）。

1958年に出た統計集『偉大な十年』では、小学就学率は70%とされたが、誇大であったとみられている。文化大革命期の66～70年には、学校教育が停止され、学制が5・2制に短縮されるなど、後退現象がみられた。

3、政策転換による教育の見直し

(1) 文革後の政策転換

文革後の1978年12月、政界に復帰した鄧小平は79年4月、全国科学大会で一連の新興産業（電子計算機産業、オートメイション等）を例に引いて、現代の

経済発展は科学技術の応用とその基礎である教育によることを強調した。彼は「世界各国間の経済競争は、結局科学技術の競争であり、科学技術の競争は結局教育の競争である。知力の開発、特に教育問題は、現今世界一般が関心を寄せてゐる戦略問題である」と述べた。そこから「科教興国」（科学技術と教育で国を興す）というスローガンが掲げられるようになつた。

毛沢東時代には、「教育は経済の後からついてくる」という考え方で、工業が優先され、教育は後回しにされた。教育予算の（GNPに対する）比率は世界の最後尾に属するほど低かった。鄧小平時代になって、科学技術と教育とが見直され、教育予算も徐々に増額された。

(2) 人口普查シヨックと義務教育を求める声

この年の国勢調査では、大学レベル（大学卒業生と大学在学生の合計）は0・6%にすぎず、小学レベル—35・4%、文盲・半文盲—23・5%であった。盲・半文盲については、国家の定めた識字数に基づく基準があるが、通常は小学未就学者は文盲、小学中退者は半文盲とされている。

この年の国勢調査では、大学レベル（大学卒業生と大学在学生の合計）は0・6%にすぎず、小学レベル—35・4%、文盲・半文盲—23・5%であった。「この人を震え上がらせる数字は、中国の未来について考えるすべての人に、義務教育普及の重要性を改めて認識させるものである」（範寧「制定『義務教育法』、普及義務教育」（北京師範大学学報社会科学版1984・6）。

知識人から、「文盲の多い国では現代化は達成できない」「現代の文盲をなくせ」という声があがつた。それが世論となり、義務教育制制定につながつた。

4、「教育の危機」

毛沢東時代には、教育においても「社会主义的優越性」が強調され、遅れた教育の現実について語ることはタブーとされていた。文革後、「教育の危機」が叫ばれ、貧しい教育の現実が直視されるよ

うになつたが、それは予想以上にひどいものであった。

当時（80年代）教育部（日本の文部省にあたる）が掲げたスローガンは、「各学校から危険校舎をなくし、各クラス（班）に教室があり、各生徒に机と椅子があるように」というものであった（略して「一無二有」といわれた）。当時は危険校舎（「危房 wei fang」）の比率が高く、新聞には校舎の倒壊で多数の児童が死傷したという記事がしばしば出ていた。

日本でも戦後「青空学級」がみられたが、中国では広範囲に校舎が不足し、多くの学校が校庭で授業し、机・椅子も不足していた。

経済学者千家駒によれば、彼は「安徽省の農村で、早朝子どもたちが鞆と椅子を背負って通学している」のに出会った。椅子は各家庭に購入させたが、学校に置いて帰ると盜難にあうから、毎日家に持つて帰り、またそれをかついで通学するのだとわかったという。それは教育予算が乏しいせいだと彼は告発している（千家駒「把智力投資放在第一位 論普及初等教育問題」、「教育研究」82年11月）。

理科の実験設備や音楽・体操の設備の

不足はいうまでもない。当時の中国の映画「子どもの王様」（孩子王）では、山村の小学校に教科書が1冊しか配布されず、教師がそれを黒板に書き、生徒がノートに一生懸命書き写している風景が出てくる。またチョークも配給制で、教師は1本のチョークを何日ももたせるよう計画的に少しづつ使わなければならぬ、という事情さえもあった。そのような状況の中で、義務教育を大幅に延長するという困難な課題が提起された。

5. 義務教育制の制定

（1）「教育体制改革に関する決定」

文革後、鄧小平の指導下に、大規模な経済改革（市場経済への移行等）が打ち出され、1984年10月中国共産党中央委員会の「経済体制改革に関する決定」でその青写真が示された。そこでは「人材」養成の必要性が強調され、教育改革は経済改革の一環として提起された。

84年末に、党政治局書記處に教育指導小組が設けられた（責任者は胡啓立で、当時の趙紫陽首相の腹心といわれた）。

そこで「教育体制改革に関する決定」草案が作成され、「人材の問題を解決するには、教育事業を大きく発展させなければならない」とされた。85年5月北京に

全国教育者工作会議が召集され、中共中央を代表して胡啓立が「教育体制改革に関する決定」を提案し、採択された。

同「決定」では、2つの主な柱があつた。1つは9年制義務教育の実施であつた。もう1つは大学改革である。中国で

は初等中等教育は有償、大学は全員入寮制・無償という特異な教育政策をとつたが、「決定」では大学に入寮生以外の通学生をも認め、有償（授業料徴収）とする、また卒業生の就職は国が決める「統一配分」を改め、卒業生と企業との合意によって決めることとした。それら

は世界の大勢に即した方向での方針転換であり、90年代より実施された（その後大学の数と学生数が急速に増加した）。

義務教育については、全国を3つの地域に分け、

経済的に発達した地域（都市、東部、沿岸部）—90年までに

中等程度に発達した地域（中部、農村部）—95年までに

遅れた地域（西部、山岳地帯）—2000年までに

9年制義務教育の普及をはかり、2000年に義務教育制の確立をめざす（就学率85%以上を目安とする）、というものがねらはねら」とされた。85年5月北京に

(2) 義務教育法

86年4月全国人民代表大会で「中華人民共和国義務教育法」(「義務教育法」と略す)が通過し、同年7月に公布された。

義務教育法は、プログラム規定として2000年までに9年間の義務教育制を普及・確立することを定めたが、8年間の義務教育制も認めた。そのほか次のようなことを定めた。

- (a) 学制を6・3制に統一する。文革後、学制は6・3制、5・2制、5・3制、5・4制など地域によってまちまちであったが、6・3制を基準とした(当面5・4制・5・3制も認めた)。
- (b) 満6歳入学とする(当面従来通り満7歳入学も認めた)。
- (c) 義務教育では学費は徴収しない。ただし雑費を徴収することはできる。
- (d) 児童労働を禁止する。

〔注〕91年4月「禁止使用童工規定」が公布され、満16歳未満の児童労働者(童工)の使用禁止について詳細に規定された。義務教育の実現のためには、児童労働が禁止されなければならない。しかし歐米でも、産業革命以後増大した児童労働が禁止され、消滅するまでに1世紀を要した。中国では、児童労働を取り締ま

る労働基準監督署のような機関が整備されておらず、観光地で多くの学令児童が土産物売りに動員されているなどの現実があり、今後児童労働の禁止・消滅までなお年月がかかると思われる。

6. 教育における法治

義務教育法制定の意義が、多くの学者から述べられた。「義務教育法は、我国建国以来制定された最も重要な法律である」(伊深「『義務教育法』的颁布是我国教育史上的一件大事」、『复印報刊資料教育学』86年第六期)等。

義務教育法をきっかけに、教育法規が相次いで制定された。93年教師法、95年教育法、96年職業教育法、98年高等教育法など。それらは教育における「人治から法治への転換」を意味するものとして高く評価された。

また義務教育法は、教育内容や施設・設備の基準は中央(国)が統制・制定し、一方、費用は地方が負担する(第八条「地方負責」としている)。例えば、2000年度義務教育費(支出)を国・地方別にみると、次のようにある。

1. 9年制義務教育施行上の問題点

	国	地方
小學	0・45億元(0・04%)	1001・24億元(99・96%)

国の教育予算是主に高等教育に使われるので、義務教育についてはほとんど支出されない。右の表は通常のケースであ

には非常な無理があった。為政者は次に事がらにあまり留意せず、ひたすら義務教育制の施行に走った。まず中国はまだ初等教育の普及段階にあつたが、(中間段階を飛ばし)86年に一举に9年間の義務制へと向かった(義務教育9年という世界の大勢に急速に追いつこうとした)。

まだ教育予算も少なく、財源の裏付けがないなかで、義務教育制を大幅に延長したため施設・設備を拡充し、また教師を増加しなければならないという無理があつた。

また義務教育法は、教育内容や施設・設備の基準は中央(国)が統制・制定し、一方、費用は地方が負担する(第八条「地方負責」としている)。

例えは、2000年度義務教育費(支出)を国・地方別にみると、次のようにある。

るが、国にはほかに貧困地域手当、西部教育開発や奨学金等の特別負担があるから、義務教育段階の国の負担は実質的に2%ぐらいになる。しかし国の負担率がこのように低いのは、他の国に例がない。

さらに地方は省・県・郷の3級からなるが、教育財政については、最も財政力の弱い郷政府に、最も大きい負担が押し付けられた。その状況は地方によって異なるが、例えば、1999年湖北省農部の場合、義務教育費の負担割合は次のようにであった。

中央	1・5%	省	12・0%
県	9・8%	郷	45・6%
農民	31・1%		

山東省の例を見ると、義務教育段階の生徒1400万人、そのうち70%が農村（鎮を含む）に住む。郷（鎮を含む）の財政支出は全省財政支出の20%でしかない。「全省の20%の財力で、義務教育については70%を負担しているが、全省の大多数の郷鎮では、それを支える財力がない」（山東省教育厅「山東基礎教育改革与发展的戦略選択」、中央教育科学研究所編『中国基礎教育発展研究報告』所収、2002、教育科学出版社）。郷はふつう義務教育費の4~6割を負

担した。それは郷予算の6~8割を占め、負担しきれず、財政的に破綻する郷が多く出た。

戦前の日本も、義務教育費は地方でまかねるはずという甘い認識で、義務教育費は地方（市町村）の負担とされた。

そのため地方間の格差が大きく、とくに29年恐慌の際や、戦後義務教育が6年から9年に延長されたとき、各地で財政破綻が起り、町村長や校長の辞職が続出し、さらには自殺者まで出た。その教訓から、52年の「義務教育費国庫負担法」によって、義務教育費を国と市町村が5割ずつ折半するようになり、義務教育の長期的な維持と地方間格差の縮小に役立った。

中国で義務教育費を国がほとんど負担せず、「地方負担」とし、とくに弱体の郷に大きく負担させているかぎり、郷財政が破綻するのはいわば当然であった。

2、校長の負担と教員給与の遅欠配

中国では校長責任制を取り、校長が（日本に比べて）学校管理上の大きな権限を持つ。教員や事務職員の採用、その給与等を決めるのも校長の権限である。義務教育の大幅延長に関わらず、郷がその費用を負担しきれないと、校長が借

金して校舎建築等にあて、日夜校長が借りたり、裁判所に訴えられるケースが続出した。

例えば、安徽省臨泉県迎仙鎮中学校長・満福俊は、95年から99年までに3棟の教育棟を建設したい、高利貸（共産党の地方幹部）から200万元（日本円で約3千万円）を借り、その取立てに追われ、4回も裁判所に訴えられ、「裁判所の常連」となった（「負債圧迫了校長的腰」、『瞭望新聞周刊』第27期・2002年7月1日）。

また教育費支出の大部（約8割）を占めるのは人件費であるが、教育費の不足はたちまち教員給与の欠配（2、3割カット）や遅配となつて表れた。

王善邁主編のレポート（『2001年中国教育発展報告』北京師範大学出版社）によれば教員給与の遅欠配は年ごとに増大し、2000年には全国3分の2の地域で起り、ひどい所は1年も遅配となつた。

そのため教師の他の企業への転職が増加している。そして小学教師のなり手が少なく、代課教師（臨時、アルバイト教師）の比率が約1割に高まつた。因みに、2000年における小学校教職員は、専任教師約600万人に対し、代課

教師57万人であった。

3、「教育費附加」

1986年からの義務教育制実施に伴い、全国的に「教育費附加」を徴収し、義務教育経費にあることになった（義務教育法第十二条）。教育費附加は、地方税の1種であり、日本の消費税のように附加税として次のように定められた。都市—產品税・增值税・營業税（3税といわれる）の3%とし、企業が負担する。

農村—収入の1%とし、農民が負担する教育費附加については、賛否両論があつたが、反対する論調のほうが多かった。そして次のような問題点が指摘されている。

- (1) 徹収に強制力がないから、予定額が集まらない。
- (2) 徹収の基準ないし税率が、地域によってまちまちで、省で税率を3%と決めていても、下の県や郷では2%、さらには1%に下げて徴収したりしている、など。

程方平（中央教育科学研究所教育部長）の話では、教育費附加を税務当局が徴収しても、教育部門に全額を渡さず、一部を他に流用する。これを「中飽」（中間搾取）と言い、古くからある問題である。
山西省教育科学研究所のレポート（中央教育科学研究所編『中国基礎教育発展研究報告』所収）によれば、2000年に山西省で徴収すべき教育費附加は5・77億元であったが、実際の徴収額は3・98億元（69%）にすぎなかつた。しかも規定に違反して様々な部門に「小金庫」を設け、徴収した3・98億元のうち、8594万元が財政部門等に滞留し、教育に使用できなかつた。

2003年3月北京師範大学で、教育経済学で有名な王善邁教授と面談したとき、私は「教育費附加に対しては、賛否両論あるようであるが、先生はどう考えるか」と聞いてみた。

王氏は、「教育費附加が1986年に始まったとき、私は教育部の委員会に委員として参加していたが、そのときから反対していた。都市で教育費附加として3税の3%を支払うのは、企業である。ところが農村では農民が年収の1%を支払うことになっている。子どもを学校にあげると、都市住民は雑費だけ納めればよいが、農民は雑費プラス年収の1%を教育費として納めなければならない。都市住民と農民との間に2倍以上の収入格差がある。いまの教育費負担制度は、収入の少ない農民に多く負担させるシステムになつており、不公平である（それは「窮者多負担、富者少負担」といわれる）。だから私はずっと反対してきた」といわれた。そして「農民の反発が強く、2000年の農村税制改革で、教育費附加廃止方針が決められた。すでに150の県で廃止しており、他の県も2年後に全面廃止の予定である」とつけ加えた。実際に教育費附加は廃止されたが、そのため教育費の減少という新しい問題が発生している。

4、「乱収費」

義務教育では学費を徴収しない（免費）と定められた（義務教育法第十条）。ただし、義務教育法実施細則で、小中学生でも「雑費」を徴収できるとされた。多くの学校では、雑費の一環として、「課本費」（教科書代）または「書本費」、「考試費（試験費）」「文具費」、「取暖費」、「建校費」など種々な名目で費用を徴収した。また「贊助費」として高額の寄付金を取る学校もある。それらは「乱収費」といわれる。

これまで何回も政府から「乱収費」禁止の通達が出された（1989年5月国家

教育委員会の「關於清理整頓中小学收費項目有關問題的通知」や1993年11月国家教育委員会の「關於取消中小学亂收費項目的通知」など)。しかし財源の保證がなく、いくら禁止の通達を出しても、ほとんど効き目はなかった。

三、義務教育制のその後

2000年に小学生が1億3013万人(入学率99・1%)、初級中学生も6168万人(入学率88・6%)に達して、目標とした就学率85%を上回り、義務教育制の成立が宣言された。ただし、9年制ばかりでなく、8年制(53制など)が約3分の1を占めた。また2%の地域では小学さえまだ普及していなかった。

因みに同年、高級中学生(日本の高校にあたる)は1201万人(入学率同年令者の38・2%)、大学生は556万人(入学率11・0%)であった。後期中等教育および高等教育はまだ遅れており、

その普及は今後の課題である。

義務教育制の成立は、まさしく中国全国民の血と涙の結晶であった。同時に種々な問題点が浮き彫りとなっている。

2006年に義務教育法が改正され、「義務教育では学費も雑費も徴収しない」

「経費は(郷でなく)主に県が負担する」「国の義務教育予算を増大させる」等が規定された。また教育費附加の廃止等によって、各地の教育予算が減少した分を、地域に応じて一部(東部2割、中部6割、西部8割)を国が補てんすることになった。

問題点の改善が図られてはいるが、地方の過重負担、教員給与の遅欠配等の問題はまだ解決されず、持ちこされている。

本稿では取りあげられなかつたが、農民工(農村から都市に出ていた出稼ぎ労働者)は現在約2億人、その子弟は7%と見積られているが、都市の学校に入学するときは借読費を徴収されるなどの差別待遇を受けており、そのため学令児童でも就学機会を与えられない者が多く、一大社会問題となつている。

四、最近の古典教育

毛沢東は教育については「薄古厚今」の方針を出し、近現代史(五四運動以後の中国革命史)を重視し、古代史を軽視、また古典教育を薄くした。

文革後、鄧小平の時代にこの方針は幾分手直しされたが、大きく転換したの

は、2000年の『教学大綱』(日本的是習指導要領に当る)改定によってである。それによって教科書は国定制(人民教育出版社版のみ)から検定制に移行し、各教科とも(地方版を含め)数種のものが選択されるようになった。

そして『教学大綱』附録では、多くの暗誦用古詩・古文が指定された。それを受けて2000年より、古典暗誦コンクールが毎年小学・初級中学・高級中学の部に分れて行われるようになった。

その上に学校別、そこで勝ち抜いた者による地方別、さらにそれに優勝したものによる全国規模のものという段階があり、全国規模のコンクールは、北京の孔子監または山東省の曲阜(孔子生誕地)で行われた。なお2003年全国古典コンクールで優勝した小学生がテレビに出てきたが、『論語』『孟子』『老子』をすべて暗記していたと、見た人が驚いてもって話していた。

私は2003年に北京の中央教育科学研究所を訪れたとき、新『教学大綱』のことを知り、それをコピーして帰国し、二松学舎大学学長であった石川忠久先生にお話をしたところ、先生は古典コンクールに大変興味を示され、二松学舎が主宰し、大学生・高校生を対象として、毎年

全国漢詩コンクールを開催するようになった。

また石川先生は全国漢文教育学会会長をされていたが、ぜひその学会で講演してほしいといわれて、私は全国漢文教育学会で、最近の中国の小中学教育に、古典、とくに漢詩が大幅に導入されるようになつたことを話したところ、会場から「まだよく字を覚えていない小学1年生の段階から、どうやって漢詩を教えるのか」という質問があつたので、中国の教育現場でどのように教えているか見てみることにした。



詩歌朗読コンクール

翌2004年7月に、私は中央教育科学研究所の紹介で、北京市宣武区北線閣小学校でいくつかの授業を参観した。なかでも1年生の漢詩の授業は印象に残るものであった。高鼎の「村居」を取りあげていたが、黒板はあまり使わず、プロジェクターでその詩や関連する絵を写しだした。教師が何度も朗誦した後、テープでその詩の曲を流した（教科書に出てくる有名な詩には、すべて曲がつけられている）。次に教師は「表演」「鶯飛」のところでは両手を振って鶯が飛ぶしさをするなど）をしながら、朗誦を繰り返した。数名の生徒が指名され、教師の振付をまねながら、詩を朗誦した。さらに全員に詩の内容を絵に描かせた。私はこのように、テープによる歌や絵、また所作（ふりつけ）の力を借りながら、何度も繰り返し朗誦することにより、子どもたちが漢詩に親しむことができるこ

とがわかった。

授業参観後の8月に顧之川氏（北京大学教授兼人民教育出版社編集主任）と対談した際、「最近なぜ古典や古詩の教育に大きく取り組むようになったか」と聞いてみた。顧氏の答えは「文革期に破壊された古典教育を再興し、民族の文化遺産である古典（古詩を含む）の意義を再

認識するためですが、古典に鍛えられた精神は、最近の拜金主義等に抵抗する力にもなります」であった。語文教科書における古典の比率は、小学2割、初中3割、高中4割とのことであったが、日本の国語教科書に比べ、改めて中国の古典の比率の高さがわかつた。対談は北京のある茶館で行われたが、その店の大きな数段の棚に種々の古典が並べられていた。顧氏はそれを指して「こんな所にも最近の古典ブームが表れています」といった。中国の古典重視の傾向は、私たち日本の教育にも示唆を与えるものと思われた。

（6月28日・公開フォーラム）

講師略歴（みぞぐち さだひ）

1979年	聖徳短期大学教授
1989年	二松学舎大学名譽教授
現在	著書『中国の教育』1978
	『和館詩歌源流考』2004
	単位取得満期退学

国境を越えた人材育成をどう実現していくか ——大学での交流体験を踏まえて

横浜国立大学名誉教授 放送大学客員教授 村田忠禧



日本における教育の国際化の課題を、英語によるコミュニケーション能力の向上、海外からおよび日本からの留学生数の拡大の問題に限定してはならない。そのことはもちろん重視すべき課題であるが、他にも重視すべき課題がある。以下にわたし自身が関わってきたことを中心に述べてみたい。

ハイブリッド型国際化対応教育の実践的探求

国力の向上に伴い、中国語学習者が増えることは当然の現象である。しかし受講者数の増加は必ずしも学生たちの中国への関心、理解の深まりを示しているわけではない。

その原因を学生側に求めるよりも、現在の日本の大学の外国語教育のあり方そのものに求めるべきである。

何のための外国語教育なのか。卒業に必要だから、という卒業要件で縛る安易な発想の教育方針が間違いの元であり、外国语、本論に即して言えば、中国語を学ぶことの大切さ、楽しさを学生たちが実感できる機会・仕掛け・キッカケを提供する努力を怠っていることにこそ原因がある。

現在の日本の大学での外国语教育において、中国語の受講者数は非常に多く、どの大学でも英語以外の第2外国语としてはトップを占めている。そもそも中国語（漢語）を母語とする人口は英語を母語とする人口よりも多いし、中国の総合

の事例を紹介する。中国語を選択した学生たち（1年生）に次のような集中授業プログラムを提供している。夏休み期間中の9月に交流協定校である大連理工大學に行って、3週間、午前中は日本語科の中国人の教員から集中的に中国語を学び、午後には日本語を学んでいる学生たちと相互理解を促進するための各種交流活動を行う。そして最後に横浜国大の教員が出向いて試験を実施し、求められるレベルに達した学生には秋学期分の単位を与える。単位を取得した学生は、通常なら2年生にならないと受講できない中級の学習に秋学期から進める。

春休みには江蘇省無錫市にある江南大学でも同様な学習と交流を行っている。この時は対外漢語教育専門のクラスに組



横断幕での歓迎

み入れてもらう。教員は英語と中国語でのみ授業をするし、学生は世界各国から来ている留学生なので、英語の大切さも実感できるし、さまざまな国の学生との交流も行える。中国という舞台を通じて国際社会の一端に触れることができるという副次効果も生まれている。

日本の大学における通常の学習と中国

の大学での短期集中学習とを組み合わせた学び方、しかも1年生という初期段階で海外での学習体験をすることにはいろいろな利点が存在する。

第1に、日本とは異なる世界を実体験することで「知的衝撃」を受けること。参加した学生たちは異口同音に、中国に来る前と後では、中国、中国人に対する見方が大きく変わったことを表明している。逆に言えば、日本での学校教育や報道によって中国の実像がいかに捻じ曲げられて伝えられているかの証明でもある。もちろんわずか数週間の体験で、すべてがわかるはずがない。大切なことは自分の目で見て判断することの重要さに気づくことである。

第2に、語学修得と各自の専門分野での学習・研究との結びつきを考える契機になりうること。

この短期集中プログラムに参加した学生の専攻はさまざままで、理工学部で建築や生物化学あるいは電子情報を、経済学部で国際経済を、経営学部で国際経営を、教育人間科学部で学校教育を、といった分野の専攻学生たちである。ご承知通り、日本の大学の教育体系は欧米重視の傾向がいまだに強く、アジアや発展途上国についての教育や研究に力を入れてい

ない。したがってせっかく中国語を一生懸命学んでも、その成果を引き続き伸ばし、活かす専攻や指導できる教員はあまり多くない、という悲しい現実がある。真に優秀な学生は時代の潮流を敏感に感じ取り、それぞれの専攻分野で新しい研究を開拓しようとすると可能性を秘めている。学生の新鮮な意欲を大切に育てていくよう、大学自身が成長・進化していくことが求められている。種は中国体験で植えつけられたので、後はそれを芽芽させようとする本人の努力と、若い苗の成長を大切に守り、育てあげようとする周囲の環境の確保である。

第3に、疑似的にではあれ、海外の大学での学生生活を体験したことにより、国際人としての自覚が涵養されつつある。とりわけ具体的な友人関係が生まれ、帰国後も学生同士のメールのやり取りなどが続いている。抽象的な中国人ではなく、具体的な○○さんという中国人の友達を持つことは、人生における大切な宝物を獲得したに等しい。

なおメールのやり取りをする際に、それぞれ母語による交信を推奨している。注意すべきは正確な表記をするよう心がけた各自の母語によるメールのやり取りをすることである。中国語を学んでいる

とはいって、自分の考えを的確に表現できるには程遠いレベルである。それよりも日本語を学んでいる人と、お互いに正確な母語によるメールのやり取りをしようという約束で進めたほうが、メールを書くのが重荷にならず、長続きするし、その過程で正確な中国語の文章の書き方も体得できるようになる。せっかく頑張つて日本語でメールを書いてくれたのだから、ちょっとした変な表現があつてもそれを指摘せず目をつぶつてあげよう、ということだと、相手はいつまでも文章の欠点に気づかない。相手への気配りがむしろマイナスに作用する例である。正確な母語による交流に心がければ、相手の言語の正しい使い方を知らず知らずのうちに習得できるようになる。

まずは1%から始めよう



中国での授業風景

国際交流基金が行つた2012年の調査の速報値発表によると、世界の日本語学習者数は398万人、そのうち中国がトップで105万人、つまりおよそ4分の1を占めていること。我々はこの105万人の存在を大切にしよう。

中国の大学で日本語を学ぶ学生は非常に多いが、日本訪問経験者は非常に少な

い。多くの若者はアニメなどバーチャルな世界で日本・日本語に接しているのである。そこでとりあえずは日本語学習者の1%（1万人）でいいから、彼らにリアルな日本を実体験する機会を提供することを提案したい。日本の官民全体で努力すれば、中国の若者の日本認識はかなり改善・深化・発展することは間違いない。消費増税ではないが、まずは1%から出発し、3%、5%と高めてゆき、1

00%に到達することを最終目標に掲げ、語学学習と交流とを結びづけ、若者の相互理解を推進させていくべきではないか。その点でドイツとフランスの和解実現への実践に学ぶ必要がある。

日中双方が軍備増強競争に走れば相互不信が深まるだけで、双方に何も良い結果をもたらさない。大切なのは相互信頼関係の構築であり、それは単に政治家だけに求められるものではなく、両国の国民全体に求められている。日中双方が真に相手を理解する行動で協力しあう方が、はるかに自国の平和と安全に役立つ。おまけに安上がりである。日中間の人的交流拡大に両国政府は本腰を入れて取り組むべきである。軍事的な包囲網の構築よりも、手を繋ぎあう人の輪を作ることのほうがはるかに平和と安定・安全に貢献する。

日本語教育への支援

中国の大学での日本語教育を担っている教員は語学・文学など人文科学の研究を専門とする人に偏っている。日本の社会、経済、経営、政治、ましてや科学技術などについての研究者が日本語教育を担うことはきわめてまれである。これは

日本における中国語教育においても言えることである。中国の大学で日本語学科を卒業した人が、経営学や経済学の基礎を学んだことがないのに、日本に留学し、大学院のその専門分野への進学を希望するといったケースが少くない。基礎をしっかり固めないまま専門という狭い分野に首を突っ込んでも、良い成果はあまり期待できない。彼らにとって必要なのは学位であって学問をすることではない。困った現象である。

ではこれらの問題をどう解決すればよいだろうか。

第1に、中国の大学の日本語科の教育に日本の社会を実体験する実習体験を組み込む。それを実現するためには日本側の支援が欠かせない。とりわけ実習教育プログラムの提案と実施のサポートが必要である。学生たちの訪日経費の負担軽減も重要な課題である。政府に頼るだけではだめで、民間企業の積極的支援を期待したい。

第2に、日本人専門家（老人パワー）の積極的活用による授業内容の改善（これについては後述する）。

第3に、日中の大学間で教育の相互協力を積極的に推進することである。協力を形態はそれぞれの情況に応じてさまざ

まであってよく、まずは双方の教員が客員研究員として訪問した折に講義・講演をするというような容易に実施できるレベルから始め、双方の大学で共通の科目を作り、その授業の一部を相手側大学の教員が担当することや学生の相互訪問による討論・交流を授業の一環に組み込むことなど、創意工夫を凝らした授業を考えていけばよい。大学間の教育連携となるとすぐさま単位互換、双学位（ダブルディグリー）の授与といった形式的なことに走りたがるが、まずはそれぞれの大学の実情に即した、具体的な、実のある連携協力を実践していくべきで、形式にこだわるべきではない。いずれにせよ自国だけ、自大学だけの教育で国際化時代の人材育成を完結させようとする発想は時代遅れである。

学生と教員、教育と研究との相互発展がカギ

教育と研究は相互補完関係にある。学生の教育実践を支えるには教職員の積極的関与が不可欠であり、とりわけ教員の果たす役割はきわめて大きい。

しかし教員の多くは、世話を焼ける仕事をやりたがらない。自分の専門研究こ

そ大事であって、教育は「飯の種」、与えられたノルマをこなせばいいのであって、それ以上のことをやることはないと考える教員が大半である。確かに今の大教員は忙しすぎるることは事実であり、無下に非難するのはよろしくない。

しかし学問、真理の探究は対話を通して深められていくものである。教育を重視しない研究は「井の中の蛙」になりやすい。自己の研究成果を教育や社会に還元する努力をしないと、大学という狭い「業界」の中だけでしか生きていかれない人間になってしまう。学問は時流に追随するものではないが、時代の流れを的確に把握する知恵と知識を提供できるものであるべきである。その意味で時代と共に歩む努力は怠ってはならない。日本との国民レベルでの感情対立が悪化している今日、なおのこと大学の役割、教育の任務を自覚する必要がある。

教員の積極性を引き出すためにも、学生の海外派遣や受入れへの支援だけではなく、教員の海外研修・受入れをも積極的に支援し、教育と研究という両輪を共に発展させていく努力が必要である。実は教員の多くは自分の研究目的のために国外出張・研修の機会を持ちたいと思っている。しかし自分の担当する教育任務と

の関係で行きたくとも行けない状況に置かれている。果たすべき教育の任務を果たし、求められている質を落とさずに外国出張・研修の機会を確保するには、学長をはじめとする大学全体の知恵と協力が必要である。

教員は自己の専門分野以外のことにも関心を寄せ、学生の派遣先大学の教員との相互協力関係を作り、自己の知的関心を常に広め、深めていくべきである。

大学のトップが訪問して大学間交流協定を締結しただけでは実際の交流は進展しない。現場の教職員・学生の交流があってこそ協定は生きてくる。研究者同士の協力関係があつてこそ、教育面での連携は順調に発展する。教員同士の交流の機会を増やすことは教育・研究いずれにとって大切なことである。

1年生段階での語学研修旅行については本論の前段すでに紹介したが、2年生以上の実践のケースとして、研究室単位での調査・交流旅行を積極的に行っている教員もいる。その際、重要な役割を果たしてくれるのが中国人留学生の存在である。留学生は中国から来ているとはいっても自分の故郷や自分が学んだ大学が所在する都市以外はほとんど行ったことがない、というのが一般的である。そのような留学

生を研究室主催の旅行に参加してもらうことは、中国語が不得手な日本人メンバーにとっての頼りになるガイド・通訳であるとともに、留学生本人にとっても自分のまだ知らない中国を体験することであり、本人の視野を拡大させる絶好の機会になる。また訪問する中国の大学での双方の研究発表会、座談会などの交流活動は、中国の大学にとっても貴重な国際交流の機会になる。ぜひこのような研究と教育とを融合させた研究室単位での研修旅行を広めてもらいたい。

日中友好の活動に参加する人は最近老人ばかり、という「嘆き」をよく耳にする。青年・壮年の参加が少ないことを嘆くのなら理解できるが、なぜ老人が日本友好に熱心なことを嘆く必要があるのか。かく言う私も齢67の紛れもない老人である。いま放送大学神奈川学習センターの客員教授をしているが、学生には80歳になる方もいらっしゃる。みなさんいざれも精神面では若者に負けない若々しさ、力強さの持ち主である。ものごとを総合的、批判的、冷静に見る分析能力においては、概して若者より優れている。すでに子どもの養育という任務からは解放され、経済的にも一家の大黒柱である必要はなくなつた。これからは家族のため、会社のためではなく、自分自身がやりたいと思いつながらやれなかつたことをやりたい。それが学習であり、社会貢献であ

人材育成は社会全体の課題 老人パワーの活用を

内閣府の発表によると、日本の高齢者人口（65歳以上）は3079万人（2012年10月現在）で、総人口に占める割合は24・1%に及び、超高齢社会に位置し、この傾向はますます強まる勢いである。人間の学習行動は学校教育段階だけで終わるものではない。科学技術の急速な発展、ヒト・モノ・情報のグローバルな展開が加速されている今日、学習は生涯の課題となっている。とりわけ注目すべきは定年退職後に放送大学で学ぶとか、中国の大学に留学して中国語や中国の文

る、という選択をする人々が多く存在しているのである。

人生の第2ステージにおいて、このように高い知的好奇心を持ち、社会貢献をしたいと願っている人々の存在をもつと重視し、この「老人パワー」が活躍する場を積極的に開拓していくことが超高齢社会を健全に生き抜く重要な課題である。

本論のテーマに即して具体的な行動を提案すると、日本の社会、文化、ビジネス、科学技術など、各人がこれまで実践してきた専門分野について、中国人にも理解しやすい内容表現に心がけながら、日本の老人パワーが中国の大学などで講義・講演・指導をするのはどうだろうか。

もう1つの方法は、短期集中型交流の展開で、中国の大学、可能ならば複数の都市、複数の大学を訪問し、そこで日本語を学んでいる学生や教員と交流・講演をしていくという、交流を主たる目的とした旅行を実施することである。これは一般的な観光旅行の変種で、おかないと、十分な成果を上げられない。逆に事前の意思疎通をしておかないといつておれば、大変有効で実り多い交流が実現でき、双方が満足できる結果を引き出せる。ぜひこのような交流を大きな目標に掲げたツアーや企画・実行してもらいたい。

日本理解を促進するための旅行団の積極的受け入れ



対話こそが教育

もう1つの方法は、短期集中型交流の実施を支援していくことが大切である。いわゆる富裕層も含め多くの中国人は、買い物よりも日本の社会の仕組みを知りたい、そこから中国の発展に役立つもの学び取りたいという気持ちを持つている。そのような期待に積極的に応えていく旅行プランを提起すべきである。

日本の社会を理解するのに役立つ旅行プランとして、例えば移動になるべく公共交通を利用し、公共施設、教育現場、企業の見学、一般家庭の訪問、学生や一般市民との交流などを組み込んだ、日本の庶民の生活に触れる機会を多く作り、日本理解に役立つプランを立てて、中国側に呼びかけられれば参加者は十分見込める。

その際重要なことは中国人への訪日ビザの発給要件を緩和し、簡素化させることである。我々日本人は15日以内ならビザなしで中国渡航が可能なのに、中国人が訪日するにはあまりに制約が多くすぎる。明らかに不平等な扱いである。もっと自由に、気軽に日本を訪れることができるようになれば、日本を好きになる人が大幅に増えること間違いなし。日本政府は早急に方針を転換すべきである。

大学・地域（行政）・企業・民間団体の連携

国際事務とは海外に日本人が出かけることが大半を占めていた日本では、外国からの来客に応対する人員、施設、予算是きわめてお粗末である。大学・行政・企業などにおける国際交流担当の人員・資金は非常に限られているし、国際交流を担う上で必要とされる知識、語学力を備えた専門職員の数は非常に少ない。中国の大学の国際交流を担当する部署と日本の大大学のそれとを比較するとあまりにも落差が大きいことに驚かざるを得ない。日本の事務職員はなんでもこなせる人材を求め、それはそれで多くの優秀なスタッフを生み出しているが、対外交流実務

を一般事務と同一には扱えない。技術系職員と同様、専門の知識と能力が求められているのである。中国からやってくる人が全国各地で非常に増えているにもかかわらず、担当する窓口に対応できる職員がない状況は好ましくない。早急に専門職員を増やすなり育成する措置を取り、改善していくべきである。

役所や大学が抱えている問題は日本の多くの組織・団体にも共通することであろう。そのため個々の組織の力だけで実施する国際交流活動はどうしても小規模にならざるを得ない。しかし個々の組織では実現することが難しいことでも、連携しあえば大きな力となりうる。幸いなことに日本には小さながらも地道に日中友好活動を堅持している民間の力が根強く存在する。各地の日中友好協会や国際善隣協会などの民間団体がコーディネータ役となり、それぞれの組織を持ち味を發揮する連携が実現できれば大きな力になるのではなかろうか。その際、在日中國人にも協力を仰ぎ、共同して実施していくことが大切と思われる。

（7月26日・公開フォーラム）

講師略歴（むらた ただよし）

1946年 神奈川県生まれ
東京大学文学部中国文学科卒業
同大学院博士課程単位取得退学
横浜国立大学助教授、教授を経て
現在 同大学名誉教授
著書 『日中領土問題の起源』など

発達していない段階では、人材が豊富な大学にコーディネータ的役割を發揮してもらうことが当面は妥当なのではなかろうか。

拍手は片手ではできない。握手も双方が手を差し出さなければ握手にならない。それぞれの国内のさまざまな組織・個人が手を取り合って協力することと、日中双方が緊密に連絡を取りながら、互いの立場・状況に配慮しつつ、着実に、心のこもった交流を実現していくこと。「日中関係は最悪」と傍観者的に語るだけでは事態は何も改善されない。一人一人が日中友好の大切さを自覚し、積極的に動こうとすれば、最悪と言われる状況を打破することは決して夢物語ではない。まずは国境を越えた民衆の大連合を実現することだ。